

議会改革調査特別委員会記録

平成26年2月7日（金）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成26年2月7日（金）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時4分）	2
議会基本条例の制定について	2
第10章の案文について	2
第8章の案文について	2
附則の案文について	3
枚方市議会基本条例（案）の全文について	4
散会宣告（午前10時26分）	6

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成26年2月7日（金曜日）

出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

本日の会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時4分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 初めに、会派にお持ち帰りいただき、御検討いただいた第10章の案文、すなわち第36条見直し手続について、前回に引き続き御協議をお願いします。

資料1の7ページをごらんください。

第36条については、そこに記載されているとおり、前回の委員会において、「一般選挙を経た任期開始ごとに」を「必要に応じて」に改めてはどうかという御意見がありました。

また、「市民等の意見を聴取し」を削除すべきという御意見もありました。

これら2点については、会派にお持ち帰りの上、御検討いただくようお願いしておりましたので、順にそれぞれの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 この案文のとおりで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 案文どおりで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 案文どおりで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 案文どおりで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 このとおりで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 結構でございます。

○高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

この案文どおりで結構ですということです。

○高橋伸介委員長 委員の皆さんの御意見をお伺いしていますと、「一般選挙を経た任期ごとに」を「必要に応じて」に改め、「市民等の意見を聴取し」を削除すべきという御意見で一致しております。

そこで、第36条については、現時点において、こうした御意見に沿って修正した上で、確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第8章の案文、すなわち第33条危機管理体制の整備について、御

協議をお願いします。

この条文については、事務局がたたき台としての案文を作成しておりますので、説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、資料1の7ページをごらんください。

一番上にありますように、第8章危機管理体制の整備として、新しく第33条だけの章を設けております。

この条文は宝塚市議会基本条例を参考にしたものでございますので、次に資料2をごらんください。

これは宝塚市議会基本条例の第6章を抜粋したものでございまして、下から2番目、下線を引いております第16条の2の条文を参考にしております。

この条文は、宝塚市役所で昨年7月に発生しました放火事件を受け、災害だけにとどまらず、危機事案等、広く緊急事態が発生したときに、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努める旨を規定してございまして、昨年9月に議員提案により追加されたものでございます。

なお、宝塚市議会基本条例では、第6章議会の組織の中で規定されておりますが、他市の議会基本条例では、こうした危機管理に関する条文のみで1章を構成している例もございましたことから、これに倣って章を新設したものでございます。

説明については、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、第33条について、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 この中身で結構です。

○高橋伸介委員長 他の委員もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この案をそのまま第33条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、附則の案文について、御協議をお願いします。

これについても、事務局が案文を作成しておりますので、説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、資料1の7ページをごらんください。

一番下に附則がございました。

そのうち、第1項施行期日については、原則として平成26年4月1日としておりますが、これまでの本委員会での御協議を踏まえ、通年議会に関する部分については平成27年5月1日としております。

次に、第2項については、そこにありますように、枚方市議会定例会条例を廃止するものでございます。

この定例会条例については、資料3をごらんください。

一番上にありますように、1条だけから成る条例で、地方自治法第102条第2項の規定により、年4回、定例会を開くことを規定しています。

なお、地方自治法第102条第2項においては、その下にありますように、条例で定める回数、定例会を招集しなければならない旨を規定しております。

それでは、資料1にお戻りいただき、3ページをごらんください。

中ほどにあります第9条通年議会の第1項において、「定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする」と規定しております。

そのため、別に定例会条例を定める必要がなくなるものでございます。

なお、先ほどごらんいただいた資料3において、四日市市議会基本条例の附則を抜粋して記載しておりますが、第2項として、本市議会の定例会条例に相当する条例を廃止する旨の規定がございますので、参考までに申し上げます。

最後に、附則第3項については、枚方市議会委員会条例の一部を改正し、第19条第1項を「委員会は、原則として公開する。」に改めるものです。

この委員会条例については、資料3をごらんください。

一番下から2番目にありますように、本市議会の委員会条例では、委員会における傍聴の取り扱いについて、「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」と規定しております。

それでは、資料1にお戻りいただき、5ページをごらんください。

上から2番目の第20条会議の公開では、前回の御協議により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の3つの委員会などを「原則公開とする」と規定されました。これに伴い、先ほど申し上げた委員会条例の規定と矛盾が生じ、改正の必要が生じるものでございます。

なお、先ほどごらんいただいた資料3において、四日市市議会委員会条例のうち、傍聴の取り扱いについての規定を抜粋して記載しておりますが、ここでも「委員会は、原則として公開する。」と規定されておりますので、参考までに申し上げます。

説明については、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、附則の案文について、委員間で御協議をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま附則として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 以上で一通り案文の検討作業が終わりましたので、改めて枚方市議会基本条例（案）のすべての条文について、委員の皆さんに確認を行っていただきたいと思えます。

なお、若干ではございますが、文言整備や整合性の関係で、案文を修正した点などがございますので、初めに事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、資料1の枚方市議会基本条例（案）について、修正点などを中心に説明させていただきます。

まず、1ページの目次にも記載がございますが、先ほど申し上げましたとおり、第8章危機管理体制の整備を新設しております。

次に、3ページに参りまして、中ほどの第9条通年議会の第3項においては、「通年とする必要な事項」となっておりましたが、本市の他の条例や、他の議会基本条例を参考にして、「通年とすることに関し必要な事項」に修正しております。

なお、同じ第3項において「別に定める」とありますのは、具体的に申し上げますと、会議規則や定例会の招集時期を定める規則などを示しております。

次に、同じページの一番下にあります第11条政策提案の説明要求においては、「本条」となっておりましたが、本市の他の条例を参考にして、「この条」に修正しております。

次に、4ページの一番上にあります第12条質問の第1項においては、先ほどと同じく、「本条」を「この条」に修正しております。

また、第4項においては、「その他」となっておりましたが、本市の他の条例を参考にし

て、「前3項に掲げるもののほか」に修正しております。

なお、同じ第4項において「別に定める」とありますのは、具体的に申し上げますと、会議規則などを示しております。

次に、同じページの一番下にあります第18条政務活動費の第1項においては、「調査研究及びその他の活動」となっておりましたが、政務活動費の根拠となる地方自治法第100条第14項と文言をそろえるため、「調査研究その他の活動」に修正しております。

次に、5ページの上から2番目にあります第20条会議の公開においては、前回の御協議を踏まえ、「常任委員会」と「特別委員会」の間に「議会運営委員会」を挿入しております。

次に、中ほどの第22条報告会等においては、前回の御協議を踏まえ、第1項に「必要に応じて」という文言を挿入するとともに、第2項を削除しております。

なお、第2項を削除したことに伴い、「(以下本条において「報告会等」という。)」の部分が必要となりますので、あわせて削除しております。

次に、下から2番目にあります第24条市民意見の反映においては、前回の御協議を踏まえ、「必要に応じて」という文言を挿入するとともに、「パブリックコメントの実施等の」という文言を削除しております。

次に、6ページの中ほど、第28条調査機関の設置については、前回、特に御意見はございませんでしたが、先ほどの第22条と同じように考えられることから、第2項を削除した形で御提示しております。

次に、一番下の第32条議員報酬においては、前回の御協議を踏まえ、第2項を削除しております。

次に、7ページの一番上にあります第8章については、先ほども申し上げたとおり、新たに設けたものでございます。

次に、中ほどの第36条見直し手続については、本日、冒頭で御確認いただいたとおりでございます。

なお、「講ずる」となっていた部分については、本市の他の条例を参考にして、「講じる」に修正しております。

一番下の附則についても、本日、御確認いただいたとおりでございます。

説明については、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、順に確認をお願いします。

まず、前文についてはいかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 以前、論点になった部分について、もう一度、議論してもいいんですか。

○高橋伸介委員長 以前の論点に沿っての確認ということです。

○広瀬ひとみ委員 新たに議論はしないということですか。

○高橋伸介委員長 はい。今回はそう考えているんですが。よろしいですか。

○広瀬ひとみ委員 了解です。

○清水 薫委員 私は、会議に参加しているので、全体の流れもわかるんですけども、もう一度、会派に持ち帰らせてもらって、全文の確認というのはできないですかね。そうさせていただいてから、もう一度、最終確認をしていただいた方がいいと思うんですけども。

○高橋伸介委員長 それでは、本日の会議が終わった後、最終的にまとまった枚方市議会基本

条例（案）の全文を委員の皆さんにお配りさせていただきますので、各会派で検討していただいた上で、その結果を2月20日に御報告いただくということで、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ただいま申し上げたとおりにさせていただきます。

○**広瀬ひとみ委員** ちょっと確認したいんですが、先ほど説明がありましたように、第28条第2項については、「今回は特に議論がなかったが、第22条「報告会等」に倣って第2項を削除してはどうか。」ということで、消し込まれているんですけども、もし本当に設置する必要性が出てきた場合、実際には、議長がどういう形で設置するのかを決めて、調査を実施するということになるんですね。

○**吉田章伸市議会事務局課長代理** 最終責任者は議長だと思いますけれども、例えば、議会運営委員会の申し合わせなどで決めるということも可能性としてはあるのかなと思います。

また、前回の議論でも、「必要に応じて」設置するのであれば、あらかじめ「別に定める」というのは、少しおかしいのではないかと御意見がありましたので、その調査機関がどのようなものになるかを見定めてから、どのような形で設置するかなど、その都度、議会の中で協議して定められてはどうかという意味で、規定としては削除した方がいいのではないかと趣旨でございます。

○**広瀬ひとみ委員** わかりました。その事案、事案に応じて、その際に検討して対応していくという意味での削除ということで理解いたしました。ありがとうございます。

○**堀井 勝委員** きょうも手塚議員が傍聴にお見えですけれども、議会基本条例の制定は重要な問題ですので、会派を構成されていなくて、ここに参加されていない議員さんの御意見はどういう扱いをされるのか、それだけお伺いしたいんですが。

○**高橋伸介委員長** 本日の最後に私から申し上げようと思っていたんですけども、最終的にまとまった枚方市議会基本条例（案）の全文を手塚議員と千葉議員にお配りさせていただき、来週いっぱい期限として、文書で御意見をお伺いしようと思っています。

○**高橋伸介委員長** 本日の協議は、この程度にとどめます。

なお、次回は、枚方市議会基本条例（案）の全文について御確認いただくことになりましたので、次回までに会派内で御検討いただきますよう、よろしくお願いたします。

○**高橋伸介委員長** 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

（午前10時26分 散会）

委員長 高橋伸介

議長 有山正信